

中山間地域等における小規模事業所加算 算定フローチャート

訪問看護

Q1

事業所が、中山間地域等に所在しますか？
(別添「中山間地域等一覧」参照)

NO → 非該当

YES

Q2

20年4月～21年2月の一月当たりの
平均延訪問回数が、100回以下でしたか？

(予防訪問看護の場合は、一月当たりの
平均延訪問回数が、5回以下でしたか？)

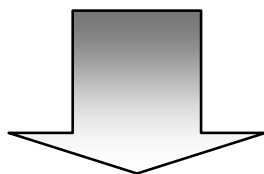
NO → 非該当

YES

加算対象事業所に該当します

10%up

算定する場合は下記書類を提出してください



提出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (様式第1号)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (仮様式第2号、3号)

前年度の訪問回数等が分かる書類 (任意様式)